

令和8年9月30日

▼タイトル

令和8年9月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和8年9月定例会を閉会しました。

■議案数

		決算 認定	条例 案件	予算 案件	意見 書
委員会付託中の議案		8	6	5	1
本日追加 提出議案	市長提案				
	議員提案				
計		8	6	5	1
うち議決議案数（計20件）		8	6	5	1
継続審査件数		なし			

■本日の議決状況

○決算認定

- ・議第62号から議第66号まで、および、議第69号の6件は、認定しました。
- ・議第67号および議第68号の2件は、可決および認定しました。

○条例案件

- ・議第70号から議第75号までの6件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

- ・議第76号から議第80号までの5件は、原案のとおり可決しました。

○意見書

- ・意見書第3号（米農家の経営を守り、消費者が安心して米を購入できる米の安定供給と適正な価格形成の実現を求める意見書案）は、原案のとおり可決しました。

※内容は別紙のとおり

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電 話 番 号： 0 7 4 0（2 5）8 1 4 0

○ファックス： 0 7 4 0（2 5）8 1 4 6

意見書第 3 号

令和 8 年 9 月 3 0 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

提出者 高島市議会議員 高木 広和

提出者 高島市議会議員 廣部 真造

提出者 高島市議会議員 福井 節子

提出者 高島市議会議員 磯部 亜希

提出者 高島市議会議員 藍原 章

米農家の経営を守り、消費者が安心して米を購入できる
米の安定供給と適正な価格形成の実現を求める意見書案

上記の議案を別紙のとおり、高島市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の
規定により提出します。

米農家の経営を守り、消費者が安心して米を購入できる米の安定供給と適正な価格形成の実現を求める意見書

我が国において、国民の主食である米は、基幹的な農産物であるとともに食料安全保障を支える重要な農産物である。また、水田農業は、食料の生産にとどまらず、農地、農業用水路及び農道の維持、洪水防止、農村景観の保全、地域コミュニティの維持など、多面的な機能を担っている。特に本市においては、水田農業が地域の基幹産業の一つとして、地域経済と農村環境を支えている。

近年、肥料、農薬、燃料、農業機械、農業資材、人件費等の生産費が上昇する一方、令和6年以降は、需給のひっ迫感を背景とする米価の高騰が続き、消費者の家計や学校給食、福祉施設等にも大きな影響を及ぼすこととなった。

令和8年産米については、作付面積の拡大や作柄の見込み等から生産量と民間在庫の増加が見込まれ、今度は価格下落によって農業者の経営が圧迫されることが懸念されている。

短期間に価格が大きく変動する状況は、生産者と消費者の双方に不安をもたらすものである。

政府は、売渡しを行った政府備蓄米全体59万トンに係る備蓄水準の回復について、令和7年産米21万トンの買戻しなど在庫量の回復を進めているが、昨年より米価は下落した状態のままである。

備蓄水準の回復や需給調整の時期及び数量が農業者の経営や市場価格に大きな影響を及ぼすことから、国には、需給動向を的確に把握し、後手に回ることなく、透明性を確保した迅速な対応が求められる。

米の安定供給を将来にわたり確保するためには、農業者が生産を継続し、設備投資や事業承継を行える所得を確保することが不可欠である。同時に、消費者が過度な負担を負うことなく、安心して米を購入できる環境を整えなければならない。生産に必要な費用を適切に反映した価格形成と、必要な消費者支援を両立させることが重要である。

よって、高島市議会は、国に対し、米の安定供給と農業者の持続可能な経営を確保し、国民が安心して米を購入できる環境を実現するため、次の事項に取り組むよう強く求める。

記

1. 生産費を適切に反映した再生産可能な価格形成を実現するとともに、市場価格が生産費を下回る場合には、補填を含む所得確保・経営

安定対策を講じること。あわせて、設備投資、法人を含む担い手の確保及び後継者への事業承継を支援し、農業者が将来を見通して米作りを継続できる仕組みを早急に整えること。

2. 政府備蓄米を必要かつ十分な水準で早急かつ計画的に確保するとともに、不作、災害、感染症、国際情勢の変化等による需給ひっ迫時には、透明性と公平性を確保しつつ、機動的に活用できる制度と運用体制を整備すること。
3. 中山間地域を含む地域の水田農業と、農地、農業用水路等を維持するための支援を強化すること。水田農業が有する食料生産以外の多面的機能を適切に評価し、地域農業の継続に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

滋賀県高島市議会議長 河越 安実治

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣
あて